

現状と課題

高齢化の進行、余暇時間の増大、所得水準の向上など社会の成熟化に伴い、物の豊かさから心の豊かさや生きがいを追求する方向へと変化しており、スポーツ活動・芸術文化活動など生涯を通じて学習することが求められております。

平成18年12月に改正された教育基本法では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない(第3条)」という生涯学習の理念が示されております。

本市では、学校、公民館や図書館、スポーツ施設などを拠点に、クラブ活動・各種講座・イベントなどの事業を実施してきておりますが、今後、多様化・高度化する市民ニーズに対応し、あらゆる人々が生涯学習に取り組むことができるよう、良好な利用環境を整備していく必要があります。

主要施策

1

生涯学習講座や出前講座、クラブ・サークル活動など市民講師や指導者の公募・登録などを実施するとともに、生涯学習ボランティア講座を開催し、体験活動ボランティアなど、生涯学習ボランティアの育成を図ります。

2

市のホームページや社会教育情報誌、生涯学習コーナーなどの充実を図るとともに、団体・指導者などを掲載した「生涯学習ガイド」の隔年発行など、学習情報の提供を充実します。

3

各公民館において、趣味や学習・研究・開発など、市民の自主的なクラブ・サークル活動を支援するとともに、発表や交流機会の充実、まちづくり活動と連携を促進します。

4

公民館の講座については、趣味・教養にとどまらず、子どもの遊びや親子の交流、家庭教育、異世代間・異文化交流、生活技術や仕事のスキルアップのための学習、食育や健康づくり、まちづくりのための学習など、社会教育の充実を図ります。

5

市民講師の協力を得て、出前講座「ミト宅配便」の充実を図り、市民生活やまちづくり活動に必要な学習に関する情報提供に努めます。

6

北見工業大学、日本赤十字北海道看護大学や東京大学常呂実習施設と連携し、公開講座や協同研究など、交流と学習機会の充実を図ります。

7

地域福祉意識の高揚を図るため、学校教育や社会教育において実践的な福祉教育を推進します。

8

4自治区の各図書館と連携を図りながら、地域特有の資料を含めた幅広い資料収集・提供に努め、利用者の利便性を高めます。また、地域特性を活かした講座・行事等の開催や図書館まつり・読み聞かせ会などの充実を図ることにより、子どもから高齢者まで幅広い図書館利用の推進を図ります。

9

北見自治区においては分館・分室網、端野・常呂・留辺蘂自治区においては移動図書館車の運行によって図書館の全域サービスを行います。また、保育園や学校などへの団体貸出など、きめ細かなサービスを提供します。狭あい化した常呂図書館については、公共施設の有効活用を図りながら、図書館機能の充実に努めます。

10

新たに構築した図書館システムの効果的な運用を図り、インターネットサービスの充実と各図書館の資料の相互活用を積極的に進め、サービスの向上に努めます。

11

市民の生涯学習ニーズが多様化する中、図書館サービスの核となる専門職員の養成と資質の向上を図るため、職員研修の充実を図り幅広い市民ニーズに対応できる図書館の体制整備を図ります。

12

「北見市子どもの読書活動推進計画（北見市子ども読書プラン）」を基本にしながら、子どもの読書活動を推進するための条件整備を図り、子どもの読書活動、文化活動に関わるボランティア及び関係機関との連携を深め、幼児期から本に親しむ機会や取り組みの充実を図ります。

目
標

指 標 名	現状値(H19)	目標値(H25)
市民講師登録者	29人	30人
ミント宅配便の講座数	110講座	110講座
ミント宅配便の講座開催数	145回(過去3年平均)	160回
ミント宅配便の利用者	6,307人年	5,000人年
生涯学習コーナー視聴覚室利用者	15,515人年	16,000人年
図書館登録者数	32,600人	33,000人
蔵書冊数	703,844冊	740,000冊
貸出冊数(年間)	920,607冊	935,000冊
市民一人あたりの貸出冊数	7.3冊	7.7冊
登録者一人あたり貸出冊数	28.2冊	28.3冊
リクエスト件数(年間)	39,809冊	41,000冊
移動図書館貸出数	34,441冊	35,000冊
東京大学公開講座参加者	100人	150人

第2節 環境教育の推進

現状と課題

オホーツク地方は、国内で有数の日照時間が長い地域で、大雪山やサロマ湖など豊かな自然に恵まれたクリーンで爽やかな地域として高く評価されておりますが、近年は、竜巻や集中豪雨など異常気象が原因とされる災害が発生しております。

地球温暖化やエネルギー資源などの地球規模の問題から廃棄物などの身近な問題まで、環境問題に対する理解は着実に進んでおりますが、一人ひとりの行動はまだ十分とはいえません。

本市は、平成 18 年度に北見市環境基本条例を制定し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全を目指しており、地球環境の保全と循環型社会の構築に向け取り組んでおります。

今後においては、啓発事業、各種講座の開催など、環境教育の一層の充実を図っていくとともに、市民・事業者・行政が連携し積極的に環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

主要施策

1

自然環境に対する意識の向上を図るため、学校教育や生涯学習において自然体験や自然を活用した学習・レクリエーション活動、出前環境講座などを実施します。

2

「環境教育実践モデル校」での環境教育の実践例を各学校に広く紹介し、自然体験学習や環境問題に関する学習の場や機会の充実を図ります。

3

市民や事業所・団体等の自主的な環境保全活動に対し、互いのネットワークの構築や情報提供、講師派遣などの支援を行います。



4

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動やライフスタイルを見直し、持続可能な社会を構築するため、広報などによる啓発活動、学校教育及び生涯学習における環境教育を推進します。

5

ワッカ原生花園やサロマ湖、貴重な動植物、海岸や河川の水辺の自然など、自然と生態系の保全を図るため、環境教育の推進に努めます。

現状と課題

日本人の平均寿命(平成18年)は、男性が79.00歳、女性が85.81歳であり、世界有数の長寿国であるとともに、少子・高齢化は世界に例をみない速さで進行しております。食生活の改善や医学・医療の進歩により平均寿命が延びている一方、社会環境や生活様式の変化に伴い、ストレスの増加・日常的な運動不足・食生活の変化など、健康を取り巻く環境は楽観できない状況にあります。

こうした中、年齢にとらわれることなく誰もが心身ともに健康で生きがいに満ちた豊かな生活を営むため、自分のライフステージの健康問題・課題を正しく理解し、自らの生活習慣を確立していくことが大切です。

また、平成18年3月に決定された「食育推進基本計画」においては、家庭における「食育」の推進が掲げられており、国民一人ひとりが家庭や地域において自分や子どもの食生活を大切に、健全な食生活を実践するよう推進していることから、家庭・学校・地域社会が相互に協力して食育の推進に取り組んでいく必要があります。

主要施策

1
市民の誰もが健康で生きがいをもって豊かな生活を送ることができるよう健康に関する学習機会の充実に努めます。

2
児童生徒の段階から生活習慣病の予防に向けて、家庭と連携し「早寝早起き朝ごはん」の生活習慣の確立に努めます。



3
日常的な給食指導や栄養教諭を活用した食に関する指導及び学校菜園などでの農業体験を通して食育の推進を図るとともに、生産者との連携により給食での地産地消に取り組みます。

4
食育の推進に関する「(仮称)北見市食育推進計画」の策定について努めるとともに国の「食事バランスガイド」や北海道の「北海道食育推進行動計画」の活用・普及を推進します。

目 標	指 標 名	現状値(H19)	目標値(H25)
	朝食を食べないことがある中学生の割合	18.4%	13.0%
	給食センターにおける地場産野菜の使用率(重量ベース)	47.0%	50.0%

現状と課題

今日、地域社会における人間関係の希薄化が進む中で、いじめ・不登校・自殺等の生徒指導上の諸課題のほか、ニートやフリーターの増加などが大きな社会的問題となっております。

また一方で、地域を取り巻く環境は、少子高齢化、産業・就業構造、グローバル化、男女共同参画など、あらゆる分野において急激な変化をしており、地域コミュニティの維持が難しくなっております。

これらは社会構造の著しい変化の中で、様々な要因が複雑に絡み合って発生するものであり、これらの困難な問題に立ち向かっていくためには、自ら乗り越えていく力を身に付け、主体的に生きていく上で必要な資質や能力を育成することが大切です。

本市では、学校教育や生涯学習において人権教育を推進し、人権相談や保護体制の整備を図ってきました。市民一人ひとりが自尊意識や人権意識を高め、自らの命や人権を守る力を身につけるとともに、他の人の人権や生命を尊重し、差別やいじめ、虐待などのないまちづくりが重要です。

主要施策

1

配偶者や恋人からの暴力(ドメスティック・バイオレンス :DV)や高齢者に対する虐待、職場や地域での性的嫌がらせ(セクシャルハラスメント)などをなくすため、関係機関と連携し、事業所や市民への啓発と相談 保護体制の充実を図ります。

2

男女の固定的な性別役割意識の解消など、男女共同参画意識の形成を図るため、「広報きたみ」などによる啓発活動に努めるとともに、学校や各種講座などでの男女平等教育・学習を推進します。

3

子どもの時から自分を大事にする意識を育て、自らを守ることができる力をつけるよう努めます。

4

いじめのない学校や職場、地域社会をめざし、いじめに悩む子どもや地域住民、就業者に対し、相談窓口の設置や電話相談など相談 支援体制の充実を図ります。

5

差別問題やいじめ、引きこもり児童虐待に速やかに対応 解決できるように 市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、人権擁護委員などの相談体制の充実と連携の強化を図ります。

6

学校教育や生涯学習において、差別やいじめ・虐待などを許さず、差別を受ける立場に立って考えることができる、感性豊かで勇気のある人間を育てる人権教育を推進します。

7

いじめや不登校、問題行動の防止に向けて、スクールカウンセラーや相談員を配置し学校・家庭・地域や関係機関と連携し、相談 指導の充実を図るとともに、学校適応指導教室「あおぞらくらぶ」で学校に行けない児童生徒の学校への適応力を養います。

8

児童虐待の防止と早期発見・解決のために、市民に対し通報義務などについて広く周知するとともに、北見市子ども支援ネットワーク会議などを充実し、庁舎内における各課、関係機関や団体などが連携した相談や保護対策を推進します。

9

町内会 自治会や事業所、市役所職員や教職員の研修の拡充など、人権に関する専門的知識を持った人材の育成を図ります。